

放射線監視等交付金交付規則

発令：昭和49年11月29日号外科学技術庁告示第6号

最終改正：令和3年3月31日号外環境省告示第27号

改正内容：令和3年3月31日号外環境省告示第27号[令和3年4月1日]

○放射線監視等交付金交付規則

〔昭和四十九年十一月二十九日号外科学技術庁告示第六号〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、放射線監視交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

放射線監視等交付金交付規則

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）第五十一条第七項第一号ロ及びハに掲げる交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力発電施設等 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条各号に掲げる施設をいう。
- 二 加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。
- 三 試験研究炉等 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、発電用施設周辺地域整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。
- 四 放射線監視施設等整備事業 次号及び第六号に規定する事業を行うために必要

な施設、設備及び備品を整備する事業をいう。

五 放射線監視事前調査事業 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量及び空気中、水中その他の環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況を調査する事業であつて、当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用の開始以前に行うものをいう。

六 放射線監視事業 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量の状況の調査並びに空気中、水中その他の環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況の調査及び変動要因の解明に関する調査研究を行う事業であつて、当該原子力施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用の開始以後に行うものをいう。

七 地震観測システム整備事業 原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量を行うために必要な施設、設備及び備品を整備する事業をいう。

八 地震関連情報収集提供事業 地震観測システム整備事業により整備された施設、設備及び備品を用いた原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量又は地震に関する情報の収集及び整理並びに原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する地震に関する情報の提供を行う事業をいう。

九 事業所 一又は二以上の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の設置の用に供される一の団地をいう。

十 使用開始予定時期 第六条第一項の規定に基づき提出された同項第二号の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等概要説明書に記載された当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始予定時期をいう。

十一 交付金事業 放射線監視施設等整備事業、放射線監視事前調査事業、放射線監視事業、地震観測システム整備事業及び地震関連情報収集提供事業をいう。

(交付の対象)

第三条 環境大臣は、原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対し、事業所（二以上の事業所が近接している場合において、環境大臣が放射線監視上一体として取り扱つて差し支えないと認めたときは、当該二以上の事業所を一の事業所とみなす。以下同じ。）を単位として放射線監視施設等整備事業、放射線監視事前調査事業及び放射線監視事業に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

2 環境大臣は、原子力発電施設等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対し、地震観測システム整備事業及び地震関連情報収集提供事業に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

(交付の期間)

第四条 前条第一項に掲げる事業に係る一の事業所に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 放射線監視施設等整備事業に係る交付金

次のイ又はロに掲げる交付金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間とする。

イ 当該一の事業所において最も早い時期に使用を開始する予定の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始予定時期の属する会計年度（以下「基準年度」という。）以前に交付される放射線監視施設等整備事業に係る交付金 基準年度の四年前の会計年度の開始の日から基準年度の三年前の会計年度の末日までの間。ただし、環境大臣がやむを得ないと認める場合は、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。

ロ 基準年度以後に交付される放射線監視施設等整備事業に係る交付金 基準年度の開始の日から当該一の事業所におけるすべての原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用を終了した日の属する会計年度（以下「終了年度」という。）の末日までの期間

二 放射線監視事前調査事業に係る交付金 基準年度の二年前の会計年度の開始の日から当該一の事業所において最も早い時期に使用を開始した原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始日の属する会計年度の末日までの期間。ただし、当該期間が三年を超える場合にあっては、基準年度の二年前の会計年度の開始の日から起算して三年の間とする。

三 放射線監視事業に係る交付金 当該一の事業所における一の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等ごとにそれぞれ当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始日の属する会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

2 前条第二項に掲げる事業に係る一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 地震観測システム整備事業に係る交付金 環境大臣が初めて当該都道府県に対する第七条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行った日（当該都道府県が第八条第一項の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度（以下「交付開始年度」という。）の開始の日から当該都道府県に係るすべての原子力発電施設等の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

二 地震関連情報収集提供事業に係る交付金 環境大臣が初めて当該都道府県に対する第七条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行った日（当該都道府県が第八条第一項の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度の開始の日から当該都道府県に係るすべての原子力発電施設等の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間（交付金の額）

第五条 一の都道府県に存在する事業所の数が一である場合の第三条第一項に掲げる事業に係る当該事業所に係る交付金の額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を限度とする。ただし、当該事業所について同一会計年度において第二号及び第三号に定める交付金が交付される場合にあつては、当該会計年度において一の都道府県に対して交付することのできる当該事業所に係るこれらの交付金の合計額は、一億三千五十万円を限度とする。

一 前条第一項第一号に掲げる交付金 次のイ又はロに掲げる交付金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額とする。

イ 前条第一項第一号イに掲げる交付金 前条第一項第一号イに定める期間内に七億二千四百七十万円

ロ 前条第一項第一号ロに掲げる交付金 前条第一項第一号ロに定める期間内において、基準年度の開始の日以後五年を経過するごとに四億二千四百万円（複数の地点における放射線を集中的に監視するための施設、設備及び備品を整備する都道府県にあつては、四億二千四百万円に四億七千万円を、放射線量等情報通信設備（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項に規定する災害対策本部、原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の複数の地点における放射線を集中的に監視するための施設及び国の機関の相互の間を結ぶ電気通信設備であつて、緊急時において原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の放射線量等に関する情報を集約、共有及び表示するためのものをいう。以下同じ。）を整備する都道府県にあつては、四億二千四百万円に五千万円を加えた金額）

二 前条第一項第二号に掲げる交付金 毎会計年度四千四百五十万円

三 前条第一項第三号に掲げる交付金 毎会計年度一億五十万円（放射線量等情報通信設備を維持する都道府県にあつては、一億五十万円に三千万円を加えた金額）

2 一の都道府県に存在する事業所の数が二以上である場合の第三条第一項に掲げる事業に係る当該事業所に係る交付金の額は、当該事業所のうち一の事業所に限り前項の規定を適用するものとし、その他の事業所については、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を限度とする。ただし、この項が適用される一の事業所について同一会計年度において第二号及び第三号に掲げる交付金が交付される場合にあつては、当該会計年度において一の都道府県に対して交付することのできる当該事業所に係るこれらの交付金の合計額は、四千七百万円を限度とする。

一 前条第一項第一号に掲げる交付金 次のイ又はロに掲げる交付金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額とする。

イ 前条第一項第一号イに掲げる交付金 前条第一項第一号イに定める期間内に五億三千九百二十万円

ロ 前条第一項第一号ロに掲げる交付金 前条第一項第一号ロに定める期間内において、基準年度の開始の日以後五年を経過するごとに二億五千五百万円

二 前条第一項第二号に掲げる交付金 毎会計年度四千七百万円

三 前条第一項第三号に掲げる交付金 毎会計年度四千七百万円

3 第三条第二項に掲げる事業に係る一の都道府県に係る交付金の額は、次の各号に定める交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を限度とする。

一 前条第二項第一号に掲げる交付金 前条第二項第一号に定める期間内において、交付開始年度の開始の日以降五年を経過するごとに三億円

二 前条第二項第二号に掲げる交付金 毎会計年度二千八百万円
(交付期間及び交付限度額の特例)

第五条の二 環境大臣は、特に必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、別に環境大臣が定める期間及び金額を交付金の交付期間及び交付限度額とすることができる。

(交付金の交付申請)

第六条 交付金の交付の申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）

は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（環境大臣が特に必要と認める場合は、別に環境大臣が定める期間）に、様式第一による申請書にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添え、環境大臣に提出しなければならない。

一 様式第二による交付金事業実施計画書

二 様式第三による原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等概要説明書

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第七条 環境大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前条第一項の申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 第一項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 施設設備費

二 機械器具費

三 調査費

四 附帯雑費

五 補助金（第二条第四号から第六号までに掲げる事業であつて、環境大臣が適当と認めるものに限る。）

4 環境大臣は、第一項の規定による交付金の交付の決定を行うに当たっては、前条第二項の規定により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 環境大臣は、前条第二項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付金の交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第八条 前条第一項の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服のあるものは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の規定による通知のあつた日から十五日以内に、様式第四による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第九条 環境大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

一 第七条第三項の経費の配分の変更（二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、環境大臣の承認を受けるべきこと。

二 交付金事業の実施に関し契約をする場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、環境大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、環境大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに環境大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(状況報告)

第十条 第七条第一項の決定の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）

は、環境大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第五による放射線監視等交付金事業進行状況報告書を環境大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第十一条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第六による

実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、概算払により、交付金の交付の決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の承認の日から六十日を経過する日までとする。

- 2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第十二条 環境大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者へ通知するものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定により交付金事業者へ交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。
- 4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十三条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第七により速やかに環境大臣に報告しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項の報告があつた場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第四項の規定は、前項の返還について準用する。

(交付決定の取消)

第十四条 環境大臣は、第九条第四号の規定による申請があつたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 交付金事業者が第九条の規定により付された条件に違反した場合
- 二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 交付金事業者が第十条、第十一条及び次条の規定に違反した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく環境大臣の処分違反した場合
- 五 当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の設置の工事又は使用中

止され又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十五条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、交付金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第八による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第十六条 交付金は、第十二条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第十七条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によつて明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかななければならない。

(交付金調書)

第十八条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十による交付金調書を作成しておかななければならない。

(電磁的方法による申請等)

第十九条 第六条第一項の規定による交付金の交付の申請、第八条第二項の規定による申請の取下げ、第九条第一項の規定により条件を付した場合における当該条件に基づく承認の申請及び報告、第十条第一項の規定による状況報告、第十一条第一項の規定による実績報告、第十三条第一項の規定による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定の報告、第十五条第二項の規定による承認の申請並びに第十六条第二項の規定による支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第二十六条の三の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第二十条 第十二条第二項及び第十三条の二の規定による命令、第十四条第一項の規定による決定の取消し及び変更並びに前条の規定により行われた交付申請等に係る環境大臣が行う通知、承認及び指示については、環境省の所管する法令に係る情報

通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）第八条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知等を受ける者が当該電子処理情報組織を使用する方法により受ける旨を、同規則第十条に規定する方式により表示した場合に限る。

附 則

（施行）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。
（昭和四十九年度の特則）
- 2 昭和四十九年度における会計年度の開始の日は、昭和四十九年十月一日とみなす。
（使用中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る交付金の交付期間）
- 3 一の事業所において、昭和五十一年三月三十一日以前に使用が開始されている原子力発電施設等があるときは、当該原子力発電施設等に係る第四条第三号に掲げる交付金の交付期間については、同号の規定にかかわらず、昭和五十一年四月一日から終了年度の末日までの期間とする。
（既設施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る交付金の繰上げ交付）
- 4 一の事業所に係る原子力発電施設等のうち、発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条第四号に掲げる実験用ウラン濃縮施設（以下「濃縮施設」という。）に対する交付金に係る昭和五十三年年度における会計年度の開始の日は、昭和五十三年五月十九日とみなす。
（建設中の濃縮施設に係る放射線監視施設等整備事業に係る交付金の交付期間）
- 5 一の事業所において、その使用開始予定時期が昭和五十七年三月三十一日以前の濃縮施設があるときは、当該一の事業所に係る第四条第一号イ又はロに掲げる交付金の交付期間については、同号イ又はロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 第四条第一号イに掲げる交付金 昭和五十三年五月十九日から昭和五十五年三月三十一日までの期間。ただし、科学技術庁長官がやむを得ないと認める場合は、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。
 - 二 第四条第一号ロに掲げる交付金 昭和五十七年四月一日から終了年度の末日までの期間
（建設中の濃縮施設に係る放射線監視事前調査事業に係る交付金の交付期間）
- 6 一の事業所において、その使用開始予定時期が昭和五十六年三月三十一日以前の濃縮施設があるときは、当該一の事業所に係る第四条第二号に掲げる交付金の交付期間については、同号中「基準年度の二年前の会計年度の開始の日」とあるのは「昭和五十三年五月十九日」と読み替えて同号の規定を適用する。

附 則〔昭和五二年一月一四日科学技術庁告示第一号〕

沿革

昭和五四年 五月二八日科学技術庁告示第八号〔放射線監視
交付金交付規則等の一部を改正する規則三条による改正〕

昭和五六年一〇月一九日科学技術庁告示第二〇号〔放射線監視交付金交付規則等の一部を改正する規則二条による改正〕

昭和五七年 九月一〇日科学技術庁告示第六号〔放射線監視交付金交付規則等の一部を改正する規則二条による改正〕

(施行)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(昭和五十一年度における隣接都道府県に対する交付金に係る特則)
- 2 昭和五十一年度における隣接都道府県に対する交付金に係る会計年度の開始の日
に、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)とみなす。
(使用中又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視施設等整備事業に係る隣
接都道府県に対する交付金の交付期間)
- 3 一の事業所において、施行日現在既に使用が開始されている原子力発電施設等
(以下「既設施設」という。)又はその使用開始予定時期が昭和五十五年三月三十
一日以前の原子力発電施設等があるときは、当該一の事業所に係る第四条第一号イ
に掲げる交付金であつて、隣接都道府県に対して交付されるものの交付期間につい
ては、同号イの規定にかかわらず、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの期
間とする。ただし、科学技術庁長官がやむを得ないと認める場合は、二年を限り、
当該期間を超えて交付することができる。
(既設施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る隣接都道府
県に対する交付金の交付期間)
- 4 一の事業所において、既設施設又は昭和五十三年三月三十一日以前に使用が開始
される原子力発電施設等があるときは、当該原子力発電施設等に係る第四条第三号
に掲げる交付金であつて、隣接都道府県に対して交付されるものの交付期間につい
ては、同号の規定にかかわらず、昭和五十三年四月一日から昭和六十二年三月三十
一日までの期間とする。
(既設施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る隣接都道府
県に対する交付金の交付期間の繰上げ)
- 5 前項の規定の適用を受ける原子力発電施設等に係る第四条第三号に掲げる交付金
であつて、隣接都道府県に対して交付されるものについては、同項の規定にかかわ
らず、既設施設に係るものにあつては施行日から昭和六十二年三月三十一日まで、
昭和五十三年三月三十一日以前に使用が開始される原子力発電施設等に係るもの
にあつては当該原子力発電施設等の使用開始日から昭和六十二年三月三十一日までの
間にこれを交付することができるものとする。
(既設施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る隣接都道府
県に対する交付金の交付期間の限度)
- 6 第四項の規定の適用を受ける原子力発電施設等に係る第四条第三号に掲げる交付
金であつて、隣接都道府県に対して交付されるものについては、同項(前項の規定
に基づく繰上げが行われる場合にあつては、前項)の規定にかかわらず、当該原子
力発電施設等に係る同号に掲げる交付金であつて、当該原子力発電施設等の設置さ

れる事業所が所在する都道府県に対して交付されるものの交付期間を超えて交付しないものとする。

(既施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事業に係る隣接都道府県に対する交付金の交付限度額)

- 7 第五項の規定の適用を受ける原子力発電施設等に係る第四条第三号に掲げる交付金であつて、同項の規定に基づく交付期間内に隣接都道府県に対して交付されるものの合計額は、昭和五十三年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに交付することができる交付金の額を限度とする。

附 則〔昭和五三年七月二〇日科学技術庁告示第八号〕

沿革

昭和五四年 五月二八日科学技術庁告示第八号〔放射線監視
交付金交付規則等の一部を改正する規則四条による改正〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。
2 濃縮施設に係る交付金の交付については、昭和五十二年改正規則の附則を適用しない。

附 則〔昭和五四年五月二八日科学技術庁告示第八号〕

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則〔昭和五五年六月二八日科学技術庁告示第六号〕

沿革

昭和五六年一〇月一九日科学技術庁告示第二〇号〔放射線監視
交付金交付規則等の一部を改正する規則三条による改正〕

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。
(昭和五十五年度の交付申請期間の特例)
2 昭和五十五年度の交付申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日」とあるのは「昭和五十五年七月一日から昭和五十五年七月十日」と読み替えて同条の規定を適用する。

(使用中又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視施設等整備事業に係る交付金の交付期間)

- 3 科学技術庁長官は、昭和五十五年四月一日現在既に使用が開始されている原子力発電施設等（以下「既施設」という。）又はその使用開始予定時期が昭和五十八年三月三十一日以前の原子力発電施設等が設置され、又は設置される予定の都道府県又は隣接都道府県に対し、第四条第一号イに掲げる交付金を、同号イに規定する期間にかかわらず、昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に交付することができる。ただし、科学技術庁長官がやむを得ないと認める場合は、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。

(既施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視施設等整備事業に係る交付金の交付限度額)

- 4 前項の交付金の一の都道府県に対して交付することのできる一の事業所に係る金

額は、七千百万円を限度とする。ただし、一の都道府県に対して二以上の事業所に係る交付金が交付される場合は、四千七百万円に当該事業所の数から一を減じた数を乗じて得た額に七千百万円を加えた額を交付金の限度額とする。

- 5 一の事業所において、その使用開始予定時期が昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間にある原子力発電施設等があるときは、当該原子力発電施設等に係る第四条第一号イに掲げる交付金に関する改正後の第五条の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「二億二千四百四十万円」とあるのは「二億二千六百七十万円」と、同条第二項第一号イ中「一億三千三百三十万円」とあるのは「一億三千五百五十五万円」とする。

（既施設又は建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視事前調査事業又は放射線監視事業に係る交付金の交付限度額）

- 6 既施設又はその使用開始予定時期が昭和五十八年三月三十一日以前の原子力発電施設等に係る事業所に係る昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に交付することのできる第四条第二号又は第三号に掲げる交付金に関する改正後の第五条の規定の適用については、同条中「二千万円」とあるのは「千七百五十五万円」と、「千六百万円」とあるのは「千三百五十五万円」とする。

附 則〔昭和五十六年一〇月一九日科学技術庁告示第二〇号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則（以下「新規則」という。）は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（昭和五十六年度の交付申請期間の特例）

- 2 昭和五十六年度の予算に係る新規則第四条第一号に掲げる交付金の交付申請については、新規則第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日」とあるのは「昭和五十六年十月二十日から昭和五十六年十月三十一日」とする。

（使用中の原子力発電施設等に係る放射線監視施設等整備事業に係る交付金の交付期間）

- 3 科学技術庁長官は、昭和五十六年四月一日現在既に使用が開始されている原子力発電施設等（以下「既施設」という。）が設置されている都道府県又は隣接都道府県に対し、新規則第四条第一号ロに掲げる交付金を、同号ロに定める期間にかかわらず、昭和五十六年四月一日から終了年度の末日までの間に交付することができる。
- 4 前項の交付金の一の都道府県に対して交付することのできる一の事業所に係る金額は、新規則第五条第一号ロに規定する額を限度とする。

附 則〔昭和五十七年九月一〇日科学技術庁告示第六号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則（以下「新規則」という。）は、昭和五十七年四月一日から適用する。

（昭和五十七年度の交付申請期間の特例）

- 2 昭和五十七年度の予算に係る新規則第四条第一号イ、第二号及び第三号に掲げる

交付金の交付申請については、新規則第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日」とあるのは「昭和五十七年五月十六日から五月三十一日まで若しくは九月十六日から九月三十日」とする。

（建設中の原子力発電施設等に係る放射線監視施設等整備事業に係る交付金の交付期間）

- 3 科学技術庁長官は、その使用開始予定時期が昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間にある原子力発電施設等が設置される予定の都道府県に対し、新規則第四条第一号イに掲げる交付金を、同号に規定する期間にかかわらず、昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に交付することができる。ただし、科学技術庁長官がやむをえないと認める場合には、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。
- 4 前項の交付金の一の都道府県に対して交付することができる一の事業所に係る金額は、一億四千四百八十万円を限度とする。

附 則〔昭和五十九年五月二五日科学技術庁告示第一〇号〕

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六〇年五月一五日科学技術庁告示第五号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六〇年一〇月三〇日科学技術庁告示第六号〕

この規則は、交付の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六二年五月二九日科学技術庁告示第一二号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六三年五月一四日科学技術庁告示第一一号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則〔平成元年七月四日科学技術庁告示第八号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。
 - 2 平成元年度予算に係る放射線監視交付金の交付の申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成元年五月十六日から平成元年七月十日まで又は平成元年十月十六日から平成元年十月三十一日まで」とする。
- 附 則〔平成二年一二月三日科学技術庁告示第八号〕
- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。
 - 2 平成二年度予算に係る放射線監視交付金の交付の申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日」とあるのは「平成二年五月十六日から平成二年十二月十日まで」とする。

附 則〔平成三年九月五日科学技術庁告示第八号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則〔平成四年五月二七日科学技術庁告示第三号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則〔平成五年六月二八日科学技術庁告示第七号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 2 平成五年度予算に係る放射線監視交付金の交付の申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成五年六月二十八日から平成五年七月九日まで」とする。

附 則〔平成六年三月二九日科学技術庁告示第七号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成六年八月二三日科学技術庁告示第一二号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視交付金交付規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。
- 2 平成六年度予算に係る放射線監視交付金の交付の申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成六年五月十六日から平成六年八月二十九日まで」とする。

附 則〔平成九年一月一四日科学技術庁告示第一号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成八年度予算に係る放射線監視等交付金の交付申請については、第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成八年五月十六日から平成八年五月三十一日まで又は平成九年一月十四日から平成九年一月二十二日まで」とする。

附 則〔平成九年五月三〇日科学技術庁告示第六号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則、放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金交付規則、原子力発電支援装置開発費等補助金交付規則、大型再処理施設等放射能影響調査交付金交付規則及び放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則〔平成一〇年八月六日科学技術庁告示第六号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 2 平成十年度予算に係る放射線監視等交付金の交付の申請については、第六条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十年五月十六日から平成十年八月二十日まで又は平成十年十月十六日から平成十年十月三十一日まで」とする。

附 則〔平成一二年一月一日科学技術庁告示第六号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。
- 2 平成十二年度予算に係る放射線監視等交付金の交付の申請については、第六条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十二年五月十六日から平成十二年十一月十日まで又は平成十二年十一月二十日から平成十二年十二月五日まで」とする。

附 則〔平成一二年一二月二七日科学技術庁告示第二〇号〕

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一三年一一月一日文部科学省告示第一六一号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
- 2 平成十三年度予算に係る交付金の交付の申請については、第六条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十三年五月十六日から平成十三年十一月三十日まで」とする。

附 則〔平成一四年四月一〇日文部科学省告示第七六号〕

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則〔平成一六年七月一二日文部科学省告示第一二四号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。
- 2 平成十六年度予算に係る放射線監視等交付金（試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（文部科学大臣が定める基準に適合するものに限る。）に係るものに限る。）の交付申請については、第六条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは「平成十六年五月十六日から平成十六年七月二十日まで」とする。

附 則〔平成一九年三月三十一日文部科学省告示第六一号〕

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二四年九月一四日文部科学省告示第一四四号〕

（施行期日）

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（放射線監視等交付金交付規則に関する経過措置）

第二条 平成二十四年度予算に係る放射線監視等交付金の交付の申請については、この告示による改正後の放射線監視等交付金交付規則第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成二十四年五月十六日から平成二十四年五月三十一日まで、平成二十四年九月十九日から平成二十四年十月三日まで又は平成二十四年十月十六日から平成二十四年十月三十一日まで」とする。

附 則〔平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号〕

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔令和二年三月三〇日環境省告示第三六号〕

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定（「第五十三号第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める部分に限る。）は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則〔令和三年三月三一日環境省告示第二十七号〕

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一（第6条関係）

識別番号	
------	--

放射線監視等交付金交付申請書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年度における標記の交付金について、放射線監視等交付金交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

- 1 交付金事業の内容
- 2 交付金事業に要する経費
(交付事業に要する経費内訳書は別紙のとおり)
- 3 交付を受けようとする額
- 4 交付金事業実施予定期間
- 5 添付資料
(1) 交付金事業実施計画書
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先（電話番号・電子メールアドレス）
(備考)
 - 1 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙

交付金事業に要する経費内訳書

1 総括表

収 入 (円)		支 出 (円)	
自己資金等		施設設備費	
交 付 金		機械器具費	
		調 査 費	
		附 帯 雑 費	
		補 助 金	
合 計		合 計	

2 支出内訳表

(1) 施設設備費

種 別	仕 様	棟数	面積 (㎡)	単価 (円)	金額 (円)	備考
合 計						

(注) 建物の購入、建造、改良、修繕に要する経費（建物に付属する設備を含む。）を記載すること。

(2) 機械器具費

(イ) 機械装置費

種 別	仕 様	数 量	単価 (円)	金額 (円)	備 考
合 計					

(注) 機械装置（船舶、車輛を含む。）の購入、製造、改良、据付、修繕に要する経費を記載すること。

(口) 工具器具備品費

種 別	仕 様	数 量	単価 (円)	金額 (円)	備 考
合 計					

(注) 工具器具備品（耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、製造、改良、修繕に要する経費を記載すること。

(3) 調査費

種 別	金 額 (円)	積 算 内 訳	備 考
合 計			

(注) 原材料費、消耗品費、光熱水費、維持管理費、賃金等に要する経費を記載すること。

(4) 附帯雑費

種 別	金 額 (円)	積 算 内 訳	備 考
合 計			

(注) 旅費、謝金、通信運搬費、地代、家賃、印刷製本費等に要する経費を記載すること。

(5) 補助金

① 補助対象名

② 補助対象事業費の内訳

種 別	仕 様	金 額 (円)	積 算 内 訳	備 考
合 計				

(注) 補助金交付規則等を定めた場合は、添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第二（第6条関係）

I 放射線監視施設等整備事業、放射線監視事前調査事業又は放射線監視事業
交 付 金 事 業 実 施 計 画 書

1 交付金事業の実施計画

放射線監視の内容		実施計画日程及び実施方法	実施計画地点	備 考
空間線量測定	空間線量率			
	空間積算線量			
環境試料放射能分析	大気塵埃			
	土 壌			
	農 産 物			
	牛 乳			
	海底沈殿物			
	海 水			
	海産生物			
	そ の 他			
調 査 研 究				
そ の 他				

（注）実施地点を明らかにした発電用施設周辺の見取図を添付すること。

2 交付金事業を実施するために必要な施設、設備の規模

- （1）既有施設設備（交付金によって取得したものについては、取得年度を明示すること。）
- （2）新規施設設備（交付金によって取得予定のものについては、その旨明示すること。）

3 交付金事業と関連する事業の実績説明

4 交付金事業の全体計画説明

(1) 年度計画

交付金事業の 内 容	年度	年度	年度			年度	備 考
施設等整備							
計							
事前調査							
計							
放射線監視							
計							

(2) 放射線監視の体制及び結果の評価等についての説明

Ⅱ 地震観測システム整備事業又は地震関連情報収集提供事業

交付金事業実施計画書

1 交付金事業の実施計画

地震関連収集提供の 内 容	実施計画日程及び実施方法	実施計画地点	備 考
地震の観測			
土地及び水域の測量			
地震関連情報収集整理			
地震関連情報提供			
そ の 他			

- 2 交付金事業を実施するために必要な施設、設備の規模及び設置場所
 - (1) 既有施設設備（交付金によって取得したものについては、取得年度を明示すること。）
 - (2) 新規施設設備（交付金によって取得予定のものについては、その旨明示すること。）
- 3 交付金事業と関連する事業の実績説明
- 4 交付金事業の施工計画
 - (1) 用地取得（予定）年月日
 - (2) 施設の使用開始（予定）年月日
- 5 交付金事業の全体計画説明
 - (1) 年度計画

交付金事業の内容	年度	年度	年度			年度	備 考
施設等整備							
計							
情報収集提供							
計							

- (2) 地震観測の体制及び結果の評価等についての説明

- 6 添付資料
 - (1) 交付金事業の実施場所付近の見取図
 - (2) 施設等の配置図、平面図及び立体図等
 (備考)
 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第三（第6条関係）

原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉など概要説明書

施設名	原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等設置者名	施設の所在地	最大出力 (千KW) 又は能力	炉型式	着工時期 (年月)	使用開始予定 時期又は使用 開始時期 (年月)	備考

(注) 設置者の作成した施設の設置計画書を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第 4（第 8 条関係）

放射線監視等交付金交付申請取下届出書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号による放射線監視等交付金交付申請を下記の理由により取り下げたいので、放射線監視等交付金交付規則第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 申請を取り下げる理由
- 2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第五（第 10 条関係）

放射線監視等交付金事業進行状況報告書（第 四半期）

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号によって交付決定のあった放射線監視等交付金にかかる第 四半期の実施状況に関し、放射線監視等交付金交付規則第 10 条に規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の実施状況
- 2 交付金の実施状況

費 目	予算額（円）	実績（円）	決算見込額（円）	備 考
合 計				

- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第六（第 11 条関係）

放射線監視等交付金事業実績報告書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号によって交付決定のあった放射線監視等交付金に係る事業 { は、年 月 日に（完了）したので } 放射線監視等交付金規則第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業実績説明
- 2 交付金事業収支決算（別紙 1）
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

（備考）

- 1 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。
- 3 放射線監視事前調査事業又は放射線監視事業に関する実績説明については、別紙 2 を、地震関連情報収集提供事業に関する実績説明については、別紙 3 を添付すること。

別紙 1

1 交付金事業収支総括表

項 目		予 算 額	本 年 度 績 実	差 額	交 付 金		
					交 付 決定額	交 付 金	
						実 績	差 額
支 出	施設設備費 機械器具費 調 査 費 附 帯 雑 費 補 助 金						
	合 計						
収 入	自 己 資 金 そ の 他						
	小 計						
	交 付 金						
	合 計						

2 費用別内訳書

(1) 施設設備費

[illegible]

(2) 機械器具費

[illegible]

(3) 調査費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額				取引年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額						
							支払済額	支払義務額	計				
計													

(4) 附帯雑費

種別	数量	単価	契約者	契約年月日	金 額				取引年月日	支払年月日	交付金充当額	備 考
					予算額	決 算 額						
						支払済額	支 払義務額	計				
計												

(5) 補助金

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額				取引年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額						
							支払済額	支払義務額	計				
計													

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙2

交 付 金 事 業 実 績 説 明 書

1 交付金事業の実績

放射線監視の内容		実 施 の 内 容	実 施 地 点	備 考
空間線量測定	空間線量率			
	空間積算線量			
環境試料放射能分析	大 気 塵 埃			
	土 壌			
	農 産 物			
	牛 乳			
	海 底 沈 殿 物			
	海 水			
	海 産 生 物			
	そ の 他			
調 査 研 究				
そ の 他				

(注) 実施地点を明らかにした発電用施設周辺の見取図を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙 3

交 付 金 事 業 実 績 説 明 書

1 交付金事業の実績

地震関連収集提供の 内 容	実施計画日程及び実施方法	実施計画地点	備 考
地 震 の 観 測			
土地及び水域の測量			
地震関連情報収集整理			
地 震 関 連 情 報 提 供			
そ の 他			

2 交付金によって取得した施設、設備の規模及びその設置場所

3 交付金事業の着手及び完了年月日

4 施設等の使用開始（予定）年月日

5 添付資料

（1）交付金事業の実施場所付近の見取図

（2）施設等の配置図、平面図及び立体図等

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第七（第 13 条関係）

年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

放射線監視等交付金交付規則第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額（交付規則第 13 条による額の確定額） 円
- 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 交付金返還相当額（3－2） 円
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

（備考）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第八（第 15 条関係）

放射線監視等交付金により取得した財産処分承認申請書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号によって交付決定のあった放射線監視等交付金により取得した財産の処分を下記により行いたいので放射線監視等交付金交付規則第 15 条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 処分しようとする財産、処分の内容及び処分する理由
- 2 処分の相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第九 (第 16 条関係)

放射線監視等交付金支払請求書

年 月 日

環境大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号によって交付決定のあった放射線監視等交付金の概算払（第 回概算払）を受けたいので、放射線監視等交付金交付規則第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 金 円也
2 その請求額の内訳
(精算払の場合)

費 目	交付決定した 交 付 金 の 額	確 定 額 ①	概算払受領額②	差引請求額 ①－②
合 計				

(概算払の場合)

[illegible]

- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・電子メールアドレス)
- (概算払の場合)

費 目	交 付 決 定		前 回 ま で の		今 回 対 象 の			支出済交付金額④	請求額 ①+②+ ③-④
	交付対象費用	交付金の額	支出費用	所用交付金①	支出費用	所用交付金	所用交付金③		

						(実績) ②	(見込)		

合 計									

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置とすること。

様式第十（第18条関係）

年度放射線監視等交付金調書

[illegible]